

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	格納容器冷却系スプレイポンプ（D）の軸受ドレンプラグより微量の油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	プロセス放射線モニタストリチウムサンプリング装置（B）が「サンプルポンプ吐出圧力高」により自動停止したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
3	4号機	蒸気乾燥器・気水分離器保管ピット内における気水分離器の仮置作業において、仮置用架台と同気水分離器胴体の一部に干渉が認められたため、対応検討	GⅢ	
4	4号機	原子炉格納容器内空調機仮設電源への切替作業における電源ケーブル切替後の動作確認において、同空調機の起動不可が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅡ	
5	4号機	原子炉建屋5階における蒸気乾燥器・気水分離器保管ピットの手すり取外作業において、手すり下部に設置していた異物混入防止用シートが同ピット内へ落下したため、当該シートを回収	GⅡ	
6	4号機	タービン建屋地下1階のケーブル貫通部点検において、同貫通部内に煙草の吸い殻3が本確認された（建設時のものと推定）ため、当該吸い殻を回収	GⅢ	
7	4号機	主低圧タービン（C）目視点検において、ローター（発電機側18段）の動翼先端部4箇所破損が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅡ	
8	5号機	所内ボイラ用窒素ポンベの交換作業時、窒素ポンベと配管接続部のネジ山潰れが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
9	5号機	5号機中央制御室において、天井照明用蛍光灯の球切れが認められたため、当該蛍光灯を交換	対象外	
10	6号機	漏えい検出系において、「東側屋外トレンチ（タービン建屋側）」部の漏えい警報が発生したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
11	6号機	使用済燃料乾式貯蔵容器製作メーカーにおける同容器製作に関わる施工法取得のための溶接事業者検査（工場検査）において、検査機関の検査が不合格となったため、対応検討	GⅡ	
12	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）雑固体投入ダンパに雑固体の嚙込みによる全閉不可が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
13	集中環境施設	洗濯廃液乾燥機用加熱蒸気圧力調節弁において、同弁ダイヤフラム部より凝縮水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	